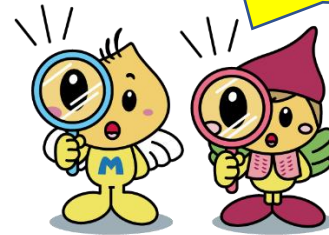


災害時の避難について、 考えておきましょう

～避難行動の流れ～



1 避難が必要かどうかを判断する

安全な場所にいる人は避難場所・避難所に行く必要はありません。

しかし避難勧告等が発令された場合や、自宅に倒壊の危険があるなど在宅避難ができない場合は、ためらわずに安全な場所に避難してください。

※在宅避難者も、町から食料等の支援を受けることが可能です。

※安全な親戚宅、知人宅に避難することも考えてみましょう。

2 非常用持ち出し品を持っていく

3食分程度の食料や飲料水のほか、感染症対策グッズ（マスク、体温計、アルコール消毒液、上履き（スリッパ等）、ごみ袋（ビニール袋）、ハンドタオル等）や、携帯トイレ、救急薬品、ラジオ、懐中電灯、電池、貴重品、タオルや洗面用具、トイレトーパー等の日用品等を持っていきます。

すぐに持っていけるように、事前に準備しておきましょう。

3 まずは一時避難地（集会所・公園等）へ・滞在が必要な方は避難所へ

近隣で呼びかけあいながら、各区の一時避難地に集合します。集まったら、在宅避難ができない方は指定避難所へ移動します。体調が優れず指定避難所まで移動できない方は、区役員に相談して集会所に滞在することもできます。

※避難勧告等が発令された場合は直接指定緊急避難場所（小中学校校庭）に向かってください。

4 指定避難所で受付をする

指定避難所に着いたら検温を受け、受付で避難者情報カードと健康管理チェックリストの記入をします。

発熱等の症状があり感染症の疑いがある人や、濃厚接触者等は専用のスペースがありますので、指示に従ってください。

5 避難所運営にご協力ください

ドアノブ等の多数の方が触れる場所の定期的な消毒が必要となる等、避難所の運営に一層多くの人出が必要となります。健康な方は、可能な限り避難所運営にご協力ください。

災害で家に居られなくなったとき、
私たちはどこに避難すればいいの？



北永井第3区にお住まいの方の指定避難所は、三芳小学校です。

ポイント

地震災害で避難するときは、まずは地域の皆さんで、

(羽生山住宅以外の方は) 北永井第3区集会所 に

(羽生山住宅の方は) 北永井第3区第二集会所 に

集合してください。

※一時避難場所への移動が困難な場合はその限りではありません。

※羽生山住宅の方は近隣市町協定により「ふじみ野市立大井中学校」に避難可能ですが長期滞在となる際は三芳小学校に移動していただく場合があります。

